平成２５年（フ）第２２８号
長崎県長崎市戸町３丁目17番９号、旧住所大阪府茨木市蔵垣内２丁目15番８号　ファラン千里丘309号
債務者　西元恵美子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
熊本県荒尾市蔵満2073番地４
債務者　平川　喜子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１３６号
松江市古志原４丁目２番２―48号　市営古志原第２号アパート
債務者　坂本ハツ子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１６号
岡山県久米郡美咲町大戸下705番地４
債務者　大矢　　孝
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第６５７号
北九州市門司区大里桃山町３番30―105号
債務者　古川ミヤ子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１６号
青森市大字戸門字土筆山231番地１
債務者　加藤　勝基
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
青森県五所川原市金木町芦野365番地708
債務者　中谷　彰晴
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１３１８号
名古屋市西区名西１丁目17番15号　グリンハイツ安藤１―Ｃ号
債務者　浅井　美雄
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４６号
愛知県春日井市白山町５丁目１番地17　ウエストエントピア202号
債務者　山下　哲哉
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５９３号
愛知県東海市加木屋町平子23番地１　グランドヒルズ東海　５―Ｂ
債務者　加古　稚子（旧姓竹内・武内）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３０号
愛知県長久手市野田農806番地
債務者　内山　裕次
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６３１号
愛知県長久手市野田農806番地
債務者　内山加代子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４３号
名古屋市中川区西伏屋３丁目602番地の１　ライオンズマンション西伏屋第３　502号
債務者　小山　孝子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９２２号
名古屋市西区菊井１丁目１番３号　ツルミビル503号
債務者　新井　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６２号
愛知県豊明市阿野町東阿野53番地
債務者　大窄　正幸
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１８号
熊本県上天草市大矢野町登立船江3214、住民票上の住所熊本市西区春日八丁目３番52号
債務者　原口　洋一
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２４号
熊本市中央区渡鹿３丁目15番37号　セントポーリア渡鹿301
債務者　藤本　　舞（旧姓桧垣・藤野）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係